三 白熱電灯器具

別 紙

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正に係る新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
別表第八 1 共通の事項 (2) 構造 ロ	別表第八 1 共通の事項 (2) 構造 ロ
【解釈】	【解釈】
1 別表第四1(2)ロの解釈1に同じ。	1 別表第四 1 (2) 口の解釈 1 に同じ。
<別表第四1(2)口の解釈1>	<別表第四1(2)口の解釈1>
1 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を	1 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を
行えないもの」とは、次に適合するものをいう。この場合において、感度調整可	行えないもの」とは、次に適合するものをいう。この場合において、感度調整可
能なものは、最大感度とするものとする。	能なものは、最大感度とするものとする。
(1) 赤外線を利用した遠隔操作機構	(1) 赤外線を利用した遠隔操作機構
(2) 電力線搬送波を利用した遠隔操作機構	(2) 電力線搬送波を利用した遠隔操作機構
2「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の(1)又は(2)のいずれかのものをい	2 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、音声を利用した遠隔操作機構を有す
<u>5.</u>	る屋内用の機器で遠隔操作により閉路できる容量が300W以下であつて、次に掲げ
	<u>るものをいう。</u>
(1) 音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の機器で遠隔操作により閉路でき	<u>(1)</u> 電気スタンド
る容量が300W以下であつて、次に掲げるもの。	(2) 家庭用つり下げ型蛍光灯器具
<u>イ</u> 電気スタンド	<u>(3)</u> ハンドランプ
家庭用つり下げ型蛍光灯器具	(<u>4</u>) 白熱電灯器具
<u>ハ</u> ハンドランプ	

最新の情報は、経済産業省製品安全課発表の通達を確認ください。

庭園灯器具

- 木 放電灯器具
- ヘ エル・イー・ディー・電灯器具
- ト 庭園灯器具
- チ 装飾用電灯器具
- <u>リ</u> ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響 機器
- ヌ 電灯付家具
- (2) 通信回線 (別表第四 1(2) 口の解釈 1 に掲げるものを除く。) を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。
 - イ 遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠 隔操作に伴う危険源がない機器と評価されるもの。
 - □ 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される機器は安全状態を 維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される機器の安 全機能により安全な状態が確保できること。
 - <u>小</u> 遠隔操作される機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる 対策を講じていること。
 - (イ) 手元操作が最優先されること
 - (n) 遠隔操作される機器の近くにいる人により、容易に通信回線の 切り離しができること
 - - (イ) 操作結果のフィードバック確認ができること
 - (ロ) 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等

- (7) 装飾用電灯器具
- (8) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機 器
- (9) 電灯付家具

への記載

- <u>ホ</u> 通信回線(別表第四1(2)口の解釈1に掲げるもの及び公衆回線を除く。) において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。
 - (イ) 操作機器の識別管理
 - (ロ) 外乱に対する誤動作防止
 - (n) 通信回線接続時の再接続(常時ペアリングが必要な通信方式に 限る)
- △ 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途 絶や故障等により安全性に影響を与えない対策が講じられていること。
- ト 同時に2箇所以上からの遠隔操作を受けつけない対策を講じること。
- チ 適切な誤操作防止対策を講じること。
- リ 出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。

【日本エレクトロセンターの見解】

改正電安法への対応は以下とする(機器設計の参考)

- ・出荷時は通信機能をOFFにしておくこと
- ・設置時に、IPアドレス・ポート番号を設定でき、通信機能が動作すること

【容易に・・】

以下の対応例を機器に用意する

- 簡単に通信ケーブルをとりはずすことのできる構造とする
- ・通信ストップボタンが、画面上わかりやすく、すぐ操作できるようにしておくこと

3